

事務連絡
令和2年4月21日

各研究機関担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い委託研究実施が困難になった場合等における
JST委託研究費の取扱いについて(連絡)

平素より弊機構の各種事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊機構では、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、委託研究の実施が困難になった場合等におけるJST委託研究費の取扱いについて、下記の通りいたします。

各研究機関におかれましては、研究者等の安全確保を最優先に配慮いただきながら、研究活動の遅れや中断等への対応をご検討いただくようお願い申し上げます。

記

1. 研究の遅れ、学会・シンポジウム等イベントに係る対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症により、研究計画にて当初予定していた研究期間を超えて委託研究の実施が必要なことが判明した場合は、弊機構の課題担当者に確認し、承認を得た上で、委託研究契約期間延長および予算の繰越を可能とします。（繰越については研究機関の区分（大学等または企業等）により取扱いが異なりますのでご注意ください）
- ・ シンポジウム・学会等の中止に係る会場費・旅費等のキャンセル料は、キャンセル料が発生した年度の費用として直接経費に計上可能とします。

2. 研究機関やラボの閉鎖等により在宅勤務となる研究者及び研究補助者等の人事費の取扱い

- ・ 研究機関として在宅勤務実施を決定した場合で、対象者が当該委託研究費による人事費の計上対象であるときには、研究機関の統一的な算出の考え方により在宅勤務期間の人事費の全部または一部を直接経費に計上可能とします。
- ・ 在宅勤務実施において、業務日誌/作業内容記録等の勤怠管理書類および在宅勤務実施にかかる機関の方針を示す書類等の関連書類の保管をお願いします。
- ・ ただし、新型コロナ感染症対策として国や自治体等が実施する助成により人事費の補填を受ける場合は、その助成金相当額について、当該委託研究費の直接経費計上は認められません。（計上報告後に助成を受ける場合は、弊機構に対し助成を受けた額および相応する間接経費を速やかに返還していただきます。）
- ・ 本取扱いは、当該委託研究費による人事費の計上対象となっている派遣研究員（派遣労働者）についても同様とします。
- ・ なお、業務を伴わない自宅待機については、有給扱いであれば支出の対象になります。

以上